○国土交通省告示第三百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

路線名	近畿自動車道天理吹田線
供用開始の区間	八尾市西久宝寺四〇九番二から同市西久宝寺一九八番二まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十九日〇時

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第三百九十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

路線名	第二東海自動車道横浜名古屋線
供用開始の区間	静岡県周智郡森町円田字宇藤九三八番から同県周智郡森町一宮字林四五〇〇番二まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十九日十五時

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第三百九十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

路線名	東北縦貫自動車道八戸線
供用開始の区間	八戸市大字坂牛字妻ノ神一番五から同市大字坂牛字妻ノ神七番二まで
供用開始の期日	平成二十六年三月二十九日十五時三十分

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第三百九十二号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

表を次のように改める。

会計	項	目	摘要
一般会計	道路環境等対策費	低公害車普及促進対策費補助金	地域交通グリーン化事業を除く。
	地球温暖化防止等対策費	モーダルシフト等推進事業費補助金	
	公共交通等安全対策費	鉄道施設安全対策事業費等補助金	鉄道施設安全対策事業費補助金に限る。
	総合的物流体系整備推進費	広域物資拠点施設整備費補助金	
	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものを除く。
	観光振興費	観光圏整備事業費補助金	
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全総合対策事業に係るものに限る。
東日本大震災復興特別会計	住宅・地域公共交通等復興政策費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	
		鉄道施設災害復旧費補助金	

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十六年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十五年度以前の予算に係る補助金等で平成二十六年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお、従前の例による。

○国土交通省告示第三百九十三号

軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第三十条の規定に基づき、軌道事故等報告規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

軌道事故等報告規則の一部を改正する告示

軌道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省建設省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行し、同日以後に発生した軌道事故等報告規則第一条に規定する事故に関する報告について適用する。

○国土交通省告示第三百九十四号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第六項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏